

議案第六十号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年六月十六日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年六月七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「又は毎月の第二土曜日」を「、毎月の第二土曜日若しくは第三土曜日又は十二月二十九日、同月三十日若しくは同月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年八月一日から施行する。